

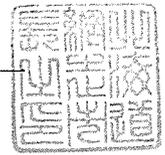
網走市告示第161号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに網走市に意見書を提出することができる

令和8年3月19日

網走市長 水谷 洋



1. 縦覧期間

自 令和8年3月19日 至 令和8年4月2日

2. 縦覧場所

網走市役所農林水産部農林課 網走市南5条東1丁目10番地

網走市公式ホームページ

※農林課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限りません。

4. 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和8年4月2日（木）とする。
- (3) 意見書により直接持参、郵送、電子メール、ファクシミリにて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名、意見内容を明記してください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限りません。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。